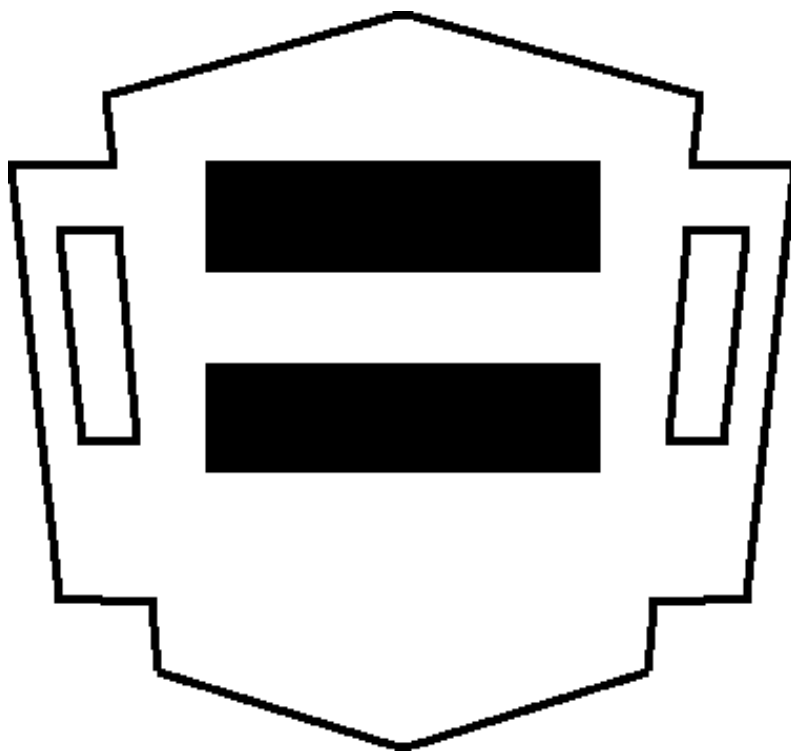


# P T A 規 約



中津川市立第二中学校

## 中津川市立第二中学校PTA会則

### (名 称)

第1条 この会は中津川市立第二中学校PTAといい、事務局を同校内に置く。

### (目 的)

第2条 この会は次の各項を目的とする。

1. 家庭、学校及び社会における生徒の福祉の増進を図る。
2. 家庭と学校との連絡を緊密にして、生徒の心身の健全な発達につとめる。
3. 保護者と教師とが協力して生徒の教育環境をよくする。
4. 会員の教養を高めるとともに、会員相互の子育てネットワークを確立する。

### (方 針)

第3条 この会は教育を本旨とする民主団体であって、営利的、宗教的、政治的色彩を持つことなく、他のいかなる団体又は個人の干渉を受けることなく活動する。

### (会 員)

第4条 この会の会員は次の通りとする。

1. 在学する生徒の保護者
2. 学校に勤務する県費負担常勤職員
3. 会の主旨に賛同し希望により入会した者

### (支 部)

第5条 この会に地域の活動を促進するため支部を設ける。

### (役 員)

第6条 この会に次の役員をおき、本部役員とする。

会長1名 副会長2名(男女各1名) 書記3名(内教師1名) 会計2名(内教師1名) 各学年委員長3名 広報委員長1名 校外指導委員長1名 家庭教育委員長1名 監事2名

### (任 務)

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会を代表して会務を総理し、会議を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
3. 書記は記事を正確に記録し、各種会合を通知する。
4. 会計はすべての出納をつかさどり、総会において決算報告をする。
5. 各委員(長)は委員会の目的達成につとめる。
6. 監事はPTA(本会)の会計状況と事業活動を監査する。また、本部役員会に出席して意見を述べることができる。
7. 支部役員は地域の活動を促進する。

### (顧 問)

第8条 この会は顧問若干名をおくことができる。

顧問は必要に応じ諸会合に出席し、重要事項の諮問に応ずる。

### (任 期)

第9条 役員の任期は1ケ年とし再選を妨げない。

### (総 会)

第10条 総会は年1回開く。なお必要があれば臨時総会を開くことができる。

第11条 総会では次のことを行う。

新役員の決定経過報告、新役員の挨拶、学校の方針説明、前年度事業会計報告及び監査報告の審議、年間事業計画及び予算の審議、各種規約・規定の決定、特別委員会の設置、その他

第12条 総会の定足数は会員の2分の1（委任状を含む）とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 本部役員会が必要と認めた場合、又は会員の5分の1以上の同意をもって要求のあった場合には、会長は臨時総会を召集する。

#### （支部集会）

第14条 支部集会を各支部（各地区）において適当な時期に年1回以上開き本会の活動を促進すると共に、支部会員と学校との情報交換、支部会員と本部との情報交換を行う。

#### （本部役員会）

第15条 本部役員会は本部役員で構成し、この会の企画運営にあたる。

#### （委員会）

第16条 この会の目的を達成するために次の委員会をおく。

##### 1. 広報委員会

委員長（本部役員）1名 学年委員長3名 教師若干名で構成し、広報誌を編集発行する。

##### 2. 学年委員会

委員長（本部役員）1名 委員若干名、教師若干名で学年毎に構成し、学年別の活動の促進に努める。

##### 3. 家庭教育委員会

委員長（本部役員）1名 委員若干名 教師若干名で構成し、会員の研修を行い、子育てネットワーク構築を進める。

##### 4. 校外指導委員会

委員長（本部役員）1名 委員若干名 教師若干名で構成し、校外における生徒の指導と環境の改善を図る。

##### 5. 特別委員会

必要に応じその都度構成し企画運営する。

#### （経費）

第17条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

#### （会費）

第18条 この会の会費の額は、総会で決定する。

#### （年度）

第19条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

#### （会則改正）

第20条 この会則は総会の決議により改正することができる。

#### 付 則

1. この会の役員の選挙規約、庶務運営規約は別に定める。
2. この会の会則は平成7年5月2日より改正施行する。
3. この会の会則は平成19年5月1日より改正施行する。
4. この会の会則は平成31年2月15日より改正施行する。

## 中津川市立第二中学校 P T A 付則会則

(本部役員)

第1条 本部役員及び監事の選出は以下の通りとする。

1. 役員候補者指名委員会（以下、指名委員会と称する）を本部役員会において次の構成にて選出する。
  - ・支部長6名（東校区2名 南校区2名 西校区2名）  
教師2名 本部役員4名（学年委員長3名 他の役員1名）
  - ・委員長1名・副委員長1名は、構成委員より互選する。
2. 指名委員会は以下の役職候補者を選出する。
  - ・会長、副会長、書記、会計、監事、広報委員長、校外指導委員長、家庭教育委員長、各学年委員長
3. 指名委員会は次の手続きによって役員候補者を選出する。
  - ・指名委員会は会員に役員選出手続きの方法及び日程を通知する。
  - ・立候補者は定められた期間までに指名委員会へ届け出る。
  - ・本部役員会・各委員会・各支部及び会員は役員候補者を定められた期間までに推薦することが出来る。
  - ・指名委員会は、立候補及び推薦された者より定められた期間までに役員候補者を選出する。
  - ・指名委員会は、候補者を発表する前に、候補者の同意を得ていなければならない。
4. 役員候補者は、1，2年の保護者による投票で、会員の2/3以上の信任によって決定する。

第1条の2

新役員の決定経過は、次年度の総会にて報告する。

(支部役員)

第2条 支部役員は支部会員の互選により2月中に決定する。

1. 支部長1名 副支部長1名
2. 副支部長は、校外指導委員を兼務する。

(顧問)

第3条 顧問は年度毎に会長が必要に応じて委嘱する。

(学級委員)

第4条 学級委員は各学級2名を各学級の保護者の選挙によって選ぶ。

1. 学級委員は家庭教育委員を兼ねる。

(校外指導委員)

第5条 校外指導委員は副支部長が兼務する。

(特別委員)

第6条 特別委員は必要に応じて本部役員会で選出し、総会で承認を得る。

(兼務)

第7条 本部役員は、それぞれの役職および、学級委員を兼ねることができない。

(改正)

第8条 この規約の改正は会則第11条による。

付 則 この規約は平成15年1月27日から施行する。

この規約の一部改正は平成19年5月1日より施行する。

この規約の一部改正は平成24年1月11日より施行する。

この規約の一部改正は平成31年2月15日より施行する。

# 中津川市立第二中学校 基金管理規定

---

## (この規程の経緯)

第1条 本規程は、1989年野球部全国大会出場に際し、保護者、学校関係者、地域の方々から寄せられた寄付金の余剰金を基金とし、この管理に関する事項を規定する。

## (名称)

第2条 本基金の名称は、中津川市立第二中学校基金と称する。

## (管理)

第3条 本基金は、PTA会長が管理し、これを補佐するため、基金管理委員会を設置する。

2 基金管理委員会は、当該年度のPTA本部役員のうち会長、副会長、会計、監事及び、学校職員のうち校長、教頭により構成する。

## (基金管理委員会の開催)

第4条 基金管理委員会は、当該年度の会長が委員長となり、年1回開催し、委員長が必要と認めたときは、臨時に基金管理委員会を召集することができる。

## (基金の運用)

第5条 基金は、第1条の寄付金に寄せられた意志を尊重しつつ、第二中学校における部活動の振興及び生徒の学習環境の改善に資する目的で運用することとし、以下の範囲の運用を原則とする。

- ① 部活動において、東海大会以上の大会に参加する場合の生徒の移動に関わる旅費
- ② 部活動において、より高度な活動環境を実現するために必要な設備、備品の整備に関わる費用
- ③ その他基金の運用目的に合致すると基金管理委員会が決定した事項

## (預託)

第6条 本基金預託による預金利子は、本基金に繰り入れるものとする。

## (基金の積み立て)

第7条 年度末のPTA資源回収会計予備費(剰余金)の全部又は一部については、第二中学校PTA役員総会の審議を経た上で、総会の承認を得て、基金に繰り入れることができる。

## (規則の変更)

第8条 この規程の改廃は、PTA総会の議決を得なければならない。

## (附則)

第9条 本規程に定めるもののほか、本基金に関する事項は、役員総会において決定する。

- 2 本規程は、平成2年5月19日より施行する。
- 3 本規程は、平成7年5月2日より改正し施行する(第5条:運用関係)
- 4 本規程は、平成21年4月24日より全面改正し施行する。

## 中津川市立第二中学校 P T A 弔慰規定

---

### 1. 死亡の場合

- (1) 対象者は次の(ア)(イ)とする。
  - (ア) PTA会員(本人と配偶者)と、その在学生代表
  - (イ) 教職員(本人と配偶者)と、その子ども並びに同居する親。
- (2) 弔慰金(香典)は、一律5,000円とする。
- (3) 淋し見舞いは、3,000円程度とする。
- (4) 通夜、葬儀への出席者は、本部役員、該当学級委員とする。

### 2. 傷害の場合

- (1) P T A行事による傷害に限る。
- (2) 対象者は次の(ア)(イ)とし、かつ長期入院・通院の場合とする。
  - (ア) PTA会員(本人と配偶者)と、その在学生代表
  - (イ) 教職員(本人)
- (3) 見舞金は、一律5,000円とする。
- (4) 見舞者は、本部役員とする。
- (5) 上記以外については、傷害の程度により本部役員で協議する。

### 3. 返礼はしない。

### 4. 上記以外については、その都度本部役員で協議し対応する。

### 5. この規定は、平成28年4月1日より適用する。

### 6. この規定は、社会事情により、本部役員会で過半数の賛成を得て変更できる。

## 中津川市立第二中学校 P T A 庶務運営規約

---

### (事務局)

第1条 事務局はこの会の会計年度毎にその文書を整理保管しなければならない。

第2条 この会の購入する物品は学校と共有のものであるので、特にこの会の備品台帳を設ける必要がない。

第3条 総会、役員総会、本部役員会、各委員会の決議事項はすべて会員に伝えなければならない。

### (会計)

第4条 会計は出納簿を備え、正確に記録し、収支を明らかにしておかなければならない。

### (慶弔)

第5条 この会の会員及び生徒に慶弔のある時は、次の通りとする。

1. 慶弔の発生の都度、本部役員会でその時の社会常識などを考慮して決める。
2. 但し、緊急の場合は会長が決定する。

### (旅費)

第6条 この会の会員が会務のために出張した場合は実費を支給する。

### (支部)

第7条 支部の区分は次の通りとする。

上区斧戸、1区上、1区中、会所ヶ丘、2区上原、2区下組、西7区、東7区、8・9区、10区新町区、12区、14区、東18区子野銭亀、18区上金新田、松田区、19区、一色区、実戸区、昭和区、中村区上、中村区中、中村区下、川上区、尾鳩区 (24)

### (改正)

第8条 この規約の改正は会則第15条による。

この規約は平成7年5月2日から施行する。